



毎月10日発行



南城市国道331号線

- 1 第56回 全国トラックドライバー・コンテストが開催されました!
- 3 令和6年度 第1回省エネ運転講習会を開催
- 4 積卸し作業指揮者等に対する安全衛生教育講習が開催されました!
安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナーが開催されました!
荷役作業安全ガイドライン説明会が開催されました!
- 5 「セーフティドライブ・チャレンジ2025」の実施について

- 8 令和6年度 第2回運行管理者試験のご案内
 - 9 運賃交渉相談会の開催について
 - 11 令和6年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について
 - 17 「陸運と安全衛生」のご案内
 - 18 軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)
協会日誌(行事予定)
新城会長が国土交通大臣表彰受賞!!
- 裏表紙 令和6年 年末年始の交通安全県民運動

第56回 全国トラックドライバー・コンテスト が開催されました!

第56回全国トラックドライバー・コンテストが下記の通り開催されました。

各都道府県予選大会を勝ち抜いてきた142名（うち女性28名）のドライバーが参加した本大会には、沖縄県から4名（うち女性1名）が参加しました。残念ながら上位入賞とはなりませんでしたが、県代表にふさわしい見事な健闘ぶりでした。

出場されました選手及び所属会社につきましては、沖縄県代表として誇りを持ち、忙しい日々の業務の合間を縫って、コンテストに向け準備をし、健闘されましたことに対し、深く敬意を表します。

関係者の皆様ご協力の程ありがとうございました。

○日程

- (1) 10月26日（土）実科競技（運転技能・点検）、学科競技、日常点検、簡易コース走行、課題走行（隘路の通過、スラローム走行前進）
学科競技（法規40問、構造機能20問、運転常識20問）
- (2) 10月27日（日）実科競技（運転技能）、コース走行、課題走行（スラローム走行後退、S字後退、車庫入れ）
- (3) 10月28日（月）表彰式

○会場

実科・学科競技会場：茨城県ひたちなか市 自動車安全運転センター中央研修所

表彰式会場：第一ホテル東京 5階（ラ・ローズ）

○出場者（沖縄県）4名

部門	選手	会社名	営業所
4 ト ン	金 城 勝 也	株式会社沖食商事	本社営業所
11 ト ン	西 尾 和 馬	株式会社りゅうせき	中部物流センター
ト レ ー ラ	上 原 洸	内外運輸株式会社	西原営業所
女 性	金 城 亜利沙	沖縄荷役サービス株式会社	本社営業所



開会式会場にて集合写真
(左から金城選手、上原選手、金城選手、西尾選手)



日常点検 (金城亜利沙選手)



日常点検 (金城勝也選手)



隘路走行 (西尾和馬選手)



車庫入れ (上原洸選手)



表彰式会場にて集合写真
(左から金城選手、西尾選手、上原選手、金城選手)

令和6年度 第1回省エネ運転講習会を開催

11月のエコドライブ月間に合わせ令和6年11月16日（土）に、UDトラックス（株）様ご協力のもと省エネ運転講習会を九州沖縄トラック研修会館にて開催し、合計9名が参加しました。

各自、通常走行後、講師の指導によりエコドライブを行った結果、平均11%の燃費が削減されました。なお、通常走行、省エネ走行とも所要時間にあまり差がないこともわかりました。

省エネ運転は、事故防止、環境問題の改善、特に燃料価格が上昇している今、輸送コストの低減など一石三鳥が見込まれ、事業者はもちろん、運転者も積極的に取り組んでいきましょう。

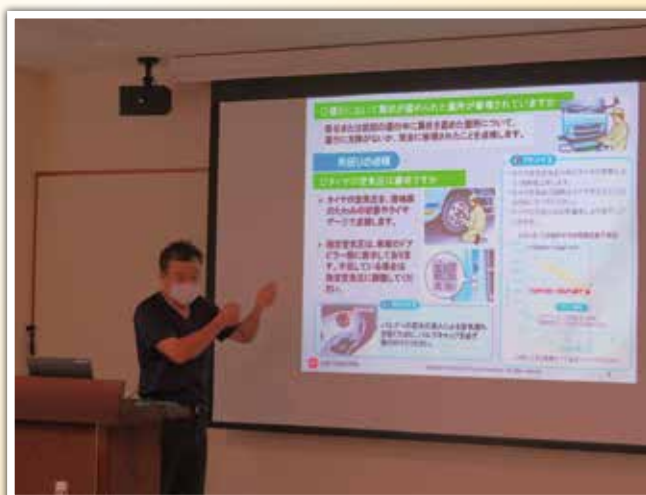
尚、次年度も開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。

※令和6年度第1回データ

11月16日 (土)	年間走行距離	通常運転燃費	省エネ運転燃費	燃料代	車両数	燃料費削減額
	30,000 km	4.40 km/ℓ	4.87 km/ℓ	158円	1台	103,966円



開催挨拶（沖縄県トラック協会会長 新城 英一）



座学講習



実車講習



修了証の交付

積卸し作業指揮者等に対する安全衛生教育講習が開催されました！

去る10月24日(木)に九州沖縄トラック研修会館において、陸災防本部主催の標記講習会が開催され会員事業者から34名の参加がありました。

講習では陸災防安全管理士 田畑裕司氏が講師を務め積卸し作業指揮者等の職務、貨物自動車への積卸作業、異常時等における措置と災害事例等について講話を行い受講者には修了証が交付されました。



講習の様子

安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナーが開催されました！

去る10月25日(金)に九州沖縄トラック研修会館において、標記セミナーが陸災防の今年度の新たな取り組みとして開催され、会員事業者から47名の参加がありました。

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生関係法令に基づき安全衛生推進者を選任しなければなりません。安全衛生推進者は、労働者の安全と健康を確保するための活動を推進する役割を担います。

このセミナーでは、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に安全衛生管理に関する知識、手法を学ぶことにより、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指すものです。

セミナーでは陸災防安全管理士 田畑裕司氏が講師を務め、受講者には受講証明書が交付されました。



講師 田畑 裕司氏



研修の様子

荷役作業安全ガイドライン説明会が開催されました！

去る11月15日(金)に九州沖縄トラック研修会館において、標記セミナーが開催され会員事業者から27名の参加がありました。

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割はトラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しそのうちの約7割は荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者及び荷主等それぞれの実施事項が示され、また、本ガイドラインが令和5年3月に改正されたことを踏まえ、開催されたものです。セミナーでは陸災防安全管理士 田畑裕司氏が講師を務め、受講者には受講証明書が交付されました。



講習の様子

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長
(公印省略)

「セーフティードライブ・チャレンジ2025」の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県においては飲酒運転による悲惨な交通事故が大きな社会問題となり、飲酒運転根絶に向けた社会環境気運の醸成が図られているところではありますが、未だ飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たず飲酒運転の根絶に至っていない状況にあるとのことです。

当協会におきましては、「沖縄県飲酒運転根絶条例」第6条「事業所及び事業所団体の責務」を踏まえ業界が一丸となって飲酒運転根絶に向けた取組を推進するため、平成26年6月に沖縄県警察本部と「飲酒運転根絶に関する覚書」を締結いたしました。その取組の一環としまして乗務員の運転記録証明書を活用した法令遵守の啓発のため、ぜひ当協会の「セーフティードライブ・チャレンジ2025」をご活用いただき、多数の皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。

また、本コンテストに参加される際は、必ず参加者の同意の下、参加申込書に捺印をしていただきますようお願いいたします。申込の際の個人情報については、本実施に必要な範囲内でのみ利用します。参加者の同意なしに第三者へ開示・提供することはありません。

※但し、例外として参加者に飲酒運転や免許取消、免許停止、免許失効、無免許運転等の重大な違反が発覚した場合に限り所属事業者の代表者等へ報告いたします。

敬 具

※重要

セーフティードライブ・チャレンジ2025実施要項（申込み方法等）を変更しています。必ずご確認のうえ、お申込くださいますようお願いいたします。

主な変更内容及び留意事項

- 申込書は所定の様式により原則メールでの受付とします。

所定の様式は当協会のホームページ（<https://okitora.or.jp/>）に掲載しています。

※メールアドレス等がなくメールが困難な場合のみ様式3の申請書に必要事項をご記入のうえ、協会本部へ直接お申込ください。（FAX不可・原本を郵送は可）

※支部での受付は致しかねますのでご注意ください。

送付先 「 s.d.c@okitora.or.jp 」

（送信先は間違えないようご注意ください）

参加申込書（様式1）及び参加者入力様式（様式2）の印刷用シートは、出力後に印の箇所を押印しPDF（scan）形式でメールに添付し送付してください。

（様式2）の入力用シートはエクセルデータのままメールに添付し送付してください。「様式2」の入力方法については、別添記入例を必ずご確認ください。宛名1行目は会社名、宛名2行目はチーム名（1チーム5名迄）を記入してください。

※運転免許証番号は、紛失等により番号が変わっている場合がありますので、毎年ご参加される方も必ずご確認ください。

※押印漏れにご注意ください。申込者と別の方の押印がみられることがあります。間違いのないようご確認ください。

メールが困難な場合の提出先（FAX不可）

〒900-0001 那覇市港町2-5-23 九州沖縄トラック研修会館 2階

- チーム（5名1組）に対する表彰はこれまで通り行いますが、個人に対する表彰は行いません。
- 本コンテストに参加することにより、安全性評価事業（Gマーク）を申請する際（一定の条件を満たした場合）に加点対象となります。詳細は適正化事業課までお問い合わせください。

以上

「セーフティードライブ・チャレンジ2025」実施要領

項 目	内 容 等
目 的	運送事業者及び乗務員が共に運送事業の公共性を自覚し、率先して無事故、無違反を競うことにより、交通ルールの遵守とマナーの向上等交通安全意識の高揚と職場における交通安全活動の活性化を図り、もって運送事業の健全化に資することを目的とする。
主 催	公益社団法人 沖縄県トラック協会
後 援	自動車安全運転センター 沖縄県事務所
競技期間	令和7年1月1日(水)～令和7年12月31日(水) 1か年間
参加者	会員事業者(個人事業者を含む)の乗務員 1事業者 人数制限なし(参加費用はトラック協会が負担する。) (5名に満たない場合の参加も可能だが、チームとして成立しない。)
競技方法	コンテスト期間中の無事故・無違反を競う(公私を問わず)
申込み方法及び実施方法	<p>(1) 各事業者は、当協会ホームページ掲載の参加申込書(様式1)、参加者入力様式(様式2)に必要事項を入力のうち12月27日(金)までに原則電子メール(s.d.c@okitora.or.jp)にて申し込むこと。「様式1」及び「様式2」の印刷用シートは事業者にて出力後押印をしてPDF(スキャン)形式で送付する。「様式2」の入力用シートはエクセルデータのまま送付する。</p> <p>メールアドレス等がなく、メールが困難な場合のみ「様式3」に必要事項を記載のうち、協会本部窓口若しくは郵送(FAX不可)での申込みも可とする。</p> <p>「様式2」の入力方法については、別添記入例を必ずご確認ください。</p> <p>宛名1行目は会社名、宛名2行目はチーム名(1チーム5名迄)を記入してください。</p> <p>(2) トラック協会は、各事業者から送付された「申請書」を取りまとめ、自動車安全運転センター沖縄県事務所に提出する。</p> <p>(3) 競技期間は上記のとおり1か年間とするが、運転記録証明書は過去3か年間分を取得する。</p> <p>※ 事業者が「無事故・無違反証明書」の申請等にあたり、個人から委任を受けた場合は、プライバシーの保護に留意すること。</p> <p>※ 参加者に飲酒運転や免許失効、無免許運転等の重大な違反が発覚した際には所属事業者代表者等へ報告することに同意したものとする。</p>
表 彰	無事故・無違反達成チームに対し自動車安全運転センター沖縄県事務所長、沖ト協会会長連名で表彰する。なお、表彰については、コンテスト終了後令和7年3月末迄に行う。(個人に対しての表彰は行わない)
そ の 他	<p>(1) 無事故・無違反の達成の有無については、自動車安全運転センターからトラック協会へ通知する。</p> <p>(2) 参加者全員の証明書(SDカード)等は、まとめて事業者に送付する。</p>

令和6年度 第2回 運行管理者試験のご案内

試験方法は「CBT試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用し行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing) 問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

個人情報欄	試験科目	申し込み日	申し込み時刻	予約開始時刻	メールの受信
氏名	試験科目	申し込み日	申し込み時刻	予約開始時刻	メールの受信
生年月日	性別	申し込み日	申し込み時刻	予約開始時刻	メールの受信
住所	電話番号	申し込み日	申し込み時刻	予約開始時刻	メールの受信
メールアドレス	パスワード	申し込み日	申し込み時刻	予約開始時刻	メールの受信

申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません)。
複数回の試験を申込みことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和6年12月9日(月)～令和7年1月15日(水)

試験日時

令和7年2月15日(土)～3月16日(日)の間で、CBT試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。

(試験結果は4月2日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円 (非課税)
この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。
・新規受験申請：660円 (税込) (システム利用料)
・再受験申請：860円 (税込) (システム利用料、事務手数料)
試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。
・試験結果レポート手数料：140円 (税込)

受験資格

- 実務経験者
 - ・自動車運送事業 (貨物自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方
- 基礎講習修了者
 - ・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (修了予定の方は、令和7年2月5日までに修了) した方

CBT試験の流れ

受験の申請に必要な情報を入力します。

- メールアドレスの登録・確認
- 申請情報の入力
- 受験資格情報の入力

- * 基礎講習1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要となります。
 - * 基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証等をアップロードしてください。
 - 本人確認書類、顔写真のアップロード
- 申込が受理されると、運行管理者試験センターから「受験申請受付のお知らせ」のメールが届きます。

提出書類の審査が完了するまでお待ちください。

- * 基礎講習修了予定で申請する場合、基礎講習修了証等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和7年2月5日までに基礎講習修了証等の写しが未提出の方は受験できません。



提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから「CBT試験会場予約等の予約手続きのご案内」のメールが届きますので、その後試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。

* STEP1～6までの手続を行わないと、受験の申請手続が完了しませんのでご注意ください。

CBT試験専用サイトへアクセス



「CBT試験会場予約等の予約手続きのご案内」のメールに記載されている受験申請サイト内の個人認証画面にアクセスし、「受験申請受付のお知らせ」のメールに記載された申請者番号、氏名(カカ)、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に画面内の「試験会場の予約/受験手数料等の支払」ボタンを押す。CBT試験専用サイトの予約試験一覧画面から「試験を予約する」ボタンを押すと、会場予約を開始してください。

試験会場及び日時の予約



希望する試験会場及び日時を選択し予約したのち、受験手数料等の入金の手続をしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。

- * 支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和7年2月14日までに試験会場等の予約を完了し、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払いを完了してください。
- * 支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和7年2月14日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。

申請手続完了



入金完了後、試験会場の案内等が記載された「受験確認書」がメールで送信されます。

- * 受験確認書メールが届かない場合は、手続が完了していない場合がありますので、下記問い合わせ先への運行管理者試験コールセンターまでご連絡ください。なお、受験確認書は郵送されません。

試験当日



受験確認書メールに記載された日時に、顔写真付き本人確認書類 (運転免許証等) 及び受験確認書メール (スマートフォンに表示も可) を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。(受験確認書メールを持参しなくても受験は可能です。試験会場、試験日時、注意事項等についてご確認ください。)

- * 試験当日、受付時に顔写真付き本人確認書類を提示しただけの場合、いかなる理由でも受験できません。
- * 試験会場には受験者の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

CBT試験の体験版はこちらから

申請手続の詳細は、運行管理者試験センターのホームページを参照してください。

https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/ ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>

お問い合わせ) 運行管理者試験コールセンター

TEL 03-6635-9400 申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
(平日9時～17時はオペレーター対応) *オペレーター対応は音声案内のみの対応となります。

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会
会長 新城 英一
(公印省略)

運賃交渉相談会の開催について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、当協会では、令和6年3月に標準的な運賃の告示が改正されたことを踏まえ、会員事業者が「標準的な運賃」に基づいて荷主との運賃交渉を行い、ドライバーの働き方改革を実現し、持続可能な輸送を維持できるよう「運賃交渉相談会」を開催することといたしました。

当相談会では、荷主企業と会員事業者が抱える運賃交渉に関する課題の解消を図り、運賃設定及び取引先との交渉を支援したいと考えております。

つきましては、参加を希望される会員事業者については、下記のとおりお申込みくださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 日 時 令和6年12月11日(水) 9:00~17:00
令和7年 2月 5日(水) 9:00~17:00
※1社あたりの相談時間は原則1時間程度となります。

2. 場 所 (公社) 沖縄県トラック協会 (九州沖縄トラック研修会館)
2階 相談室 (那覇市港町2-5-23)

3. コンサルタント 合同会社サプライチェーン・ロジスティクス研究所
代表 久保田 精一 氏

4. 内 容 ・標準的な運賃の内容に関すること
・標準的な運賃の活用方法に関すること
・運賃交渉の進め方に関すること
・書面化の進め方に関すること 等

5. 相 談 料 無 料

※運賃交渉相談会とは別に各事業者の交渉資料・運賃表の作成、資料やデータ提供依頼、荷主との打ち合わせ・交渉への立ち合い依頼等は、自身で直接コンサルタントに依頼するようにしてください。また、その際に係る費用等についても自社でご負担ください。

6. 申込方法 ・ 下記の事項を必ずご記載の上、メールにて下記期日までにお申込みください。
お申込み後、担当より時間調整のご連絡をいたします。

●**申込期日**

令和6年12月11日（水）については、令和6年12月2日（月）まで。

令和7年2月5日（水）については、令和7年1月27日（月）まで。

●**必須記載事項**

①希望日、②事業者名、③担当者、④連絡先、⑤メールアドレス

⑥相談したい内容（具体的に）

送付先：ota.tekiseika@okitora.or.jp（適正化事業課）

※相談会に参加するのは会場の都合上、原則2名までとする。

人数を超える場合は事前にご相談ください。

7. 留意事項 ・ コンサルタントは全ト協指定のコンサルタントとなり、相談内容の秘匿性を考慮して、事業者が安心して相談できるよう事前に秘密保持契約を締結しております。
- ・ 相談時間について、9：00～17：00の間の1時間枠での予約となります。
※12：00～13：00の休憩時間を除く。
 - ・ 相談枠について、両日とも7事業者限定となります。
 - ・ 全ト協及び沖ト協は、コンサルタントと事業者の個別の運賃相談内容に関与いたしません。
 - ・ 相談したい内容に応じて、以下に例示するような書類を適宜準備してください。

例：○荷主（元請）との契約書、運賃表 ○直近の決算書類

○原価計算表（実施している場合） ○その他相談内容に必要な書類 等

※ 開示可能な範囲で結構です。荷主名等を伏せて相談することも可能です。

<本件に対する問い合わせ先> （公社）沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL：098-863-0280

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会長
(公 印 省 略)

令和6年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

平素は、当協会の業務運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄総合事務局運輸部長より、輸送機関に人流・物流が集中する年末年始にむけて、自動車運送事業者等が自主点検等を通じた安全性の向上を目的とする「令和6年度年末年始の輸送等に関する安全総点検」を令和6年12月10日～令和7年1月10日までを実施期間とする旨の通知がありました。

また、沖縄総合事務局管内における自動車輸送に係る実施細目及び自主点検表は別添のとおりとなります。点検実施期間に点検項目に沿った点検を実施し、実施期間終了後、各点検項目に関する結果を別添の様式1-4(事業者用)自主点検表(トラック)に「○か×」で記入のうえ令和7年1月14日(火)までにFAX等(098-863-3591)にて当協会宛ご返送くださいますようお願い申し上げます。

※点検表は沖縄県トラック協会宛ご返送ください。沖縄総合事務局へは返送しないようご注意ください。

様式1-4(事業者用)自主点検表(トラック)等は当協会ホームページに掲載しています。

【本件に関する問い合わせ先】

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL : 098-863-0280 FAX : 098-863-3591

令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（自動車関係）

内閣府 沖縄総合事務局 運輸部
陸上交通課・監査指導課・車両安全課

輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

1. 期間
令和6年12月10日（火）～令和7年1月10日（金）

2. 点検事項

- (1) 重点点検事項
- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
 - ② 健康管理体制の状況
 - ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
 - ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
 - ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスケアイヤ等の定期点検実施状況）

(2) 点検事項

- ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況
- ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③ バスターミナルの保守点検の実施状況
- ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ⑥ 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

3. 安全総点検実施項目
安全総点検実施項目については別紙のとおり

4. 実施要領

- (1) 事業者への指示事項
事業者に対しては、期間及び安全総点検実施項目を示し、総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。

- ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検の結果を（様式1）により、沖縄総合事務局長あてに令和7年1月17日（金）までに報告すること。

※点検送付先：沖縄総合事務局運輸部監査指導課

(2) 沖縄総合事務局による事業者における点検事項実施状況の点検（様式2）

- ① 沖縄総合事務局による点検事項実施状況の点検のための立入検査（以下、「立入検査」という。）については、事業者等への影響や総点検全体の効果的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。
- ② 立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。
- ③ 事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより全社的な総点検実施状況を把握するものとする。
- ④ 「2. 点検事項」に係る点検実施状況は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえつつ、更なる点検を行うよう努めるものとする。

(3) 街頭の検査等

- ① 陸運事務所及び運輸事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭検査を実施し、乗客の安全確保状況を確認するものとする。

5. 重大事故等の速報

総点検期間中に自動車事故報告規則に基づく重大事故が発生した場合、報道機関により報道があった場合、その他当該事故の社会的影響が大きいと認められる場合は、下記の連絡先に事故の概要を速報すること。
ただし、夜間及び休日等において重大事故等が発生した場合には、自動車事故速報体制によることとする。

<連絡先>

内閣府沖縄総合事務局運輸部監査指導課
〒900-0006
住所 那覇市おもろまち2-1-1
電話 098-866-1837
FAX 098-860-2369

自主点検表(トラック)


点検表報告先 (公社)沖縄県トラック協会 宛

FAX:098-863-3591

事業所名: _____

点検実施日: _____

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
2. 健康管理体制の状況			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。(上記所見がない場合は○を記載。)		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(4)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
4. 運転者に飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に基づき、運転者への飲酒運転対策の理解促進、アルコール依存症のスクリーニング検査の実施および日頃の点呼等を通じて、アルコール依存等の運転者の状態把握に努めているか。		
(4)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(5)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(6)	運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。(運行経路にフェリーを組み入っていない場合は○を記載。)		

5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
(3)	大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。		
(4)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(5)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和6年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(6)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換等タイヤの脱着作業を実施した後、50km～100km走行後にトルク・レンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(7)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音、又はインジケータやマーキングを用いた目視により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。 併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(8)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着時にホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。 		
(9)	保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(10)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		
6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況			
(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
(2)	冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		
(3)	大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。なお、降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載する。		

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	運転中の携帯電話、スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。		
(5)	過積載運行等の防止を図っているか。		
(6)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、点滅灯火の取付け等)の防止が徹底されているか。		
(7)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。		
(8)	路上横臥者との轢過事故等を防止するため、夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること。		
2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況			
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		

(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。(コンテナ輸送がない場合は○を記載。)		
4. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
6. 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況			
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

広報誌のご案内

毎月広報誌をお届けします(無料)!

陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)の広報誌

「陸運と安全衛生」のご案内

お届けする広報誌の内容

- 毎月10日にEメールでお届けします。
- 当協会会員事業場へ年1回お届けしております冊子「陸運と安全衛生 Year Book」に掲載している記事をいち早くお届けします。
 - ・陸災防会員事業場の安全衛生活動内容の紹介
 - ・災害事例とその対策
 - ・連載記事「災害事例に学ぶ『労働安全衛生関係法令』」
 - ・精神科医によるメンタルヘルス対策
 など、安全衛生活動に役立つ記事を毎月お読みいただけます。
- その他、検定、研修会、講座の開催をご案内します。



試読できます!

お届け先を陸災防ホームページまたはファックスにてご登録ください。

FAX
登録方法

STEP1 次の登録申込書に必要事項をご記入ください。

STEP2 申込書をそのままFAXしてください。

陸災防の広報誌 お届け先 **登録申込書** ▶▶▶ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
都道府県	陸災防 会員の別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員 (賛助会員含む)
電話番号	FAX番号		
メールアドレス			

(注) 次のURLから「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
 登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
 お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

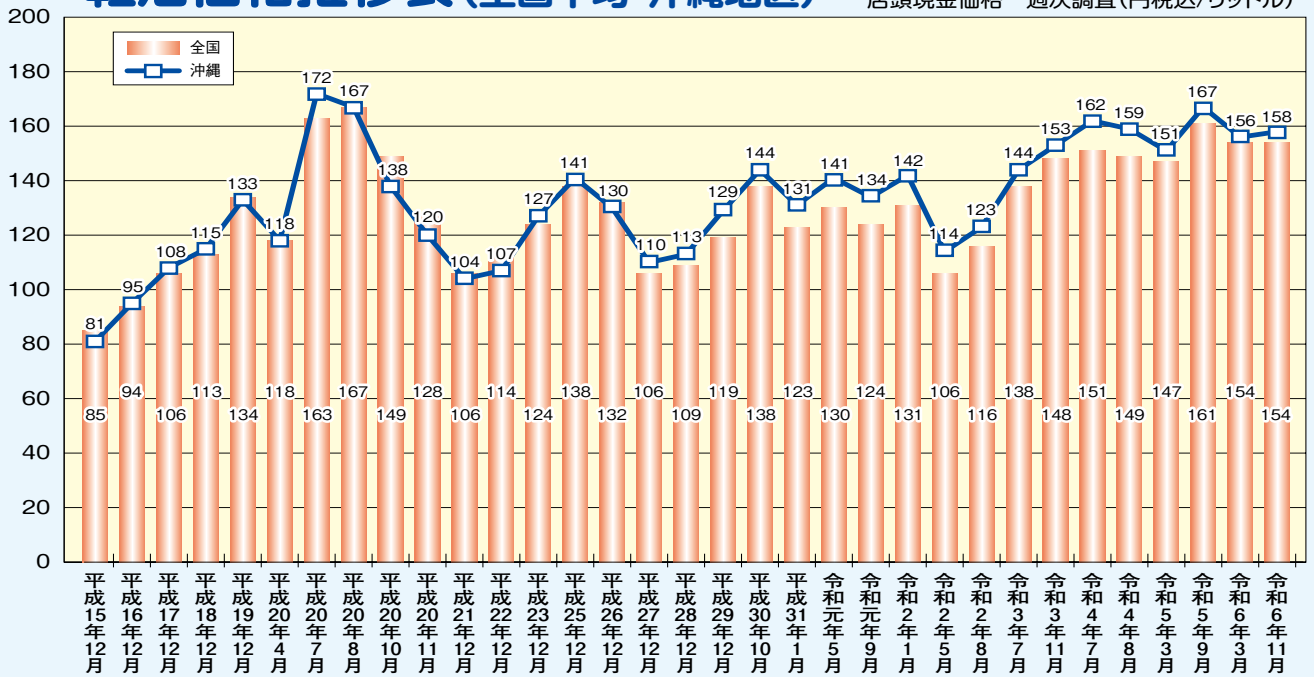
お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 業務部 広報課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

軽油価格推移表 (全国平均・沖縄地区)

2024年11月5日 現在
店頭現金価格 週次調査(円税込/リットル)



経産省資源エネルギー庁公表 小数点以下切り捨て

協会日誌

2024年 12月行事予定

- 2 (月) 第3回理事会(沖ト協 5F研修室) 12:00~
- 5 (木) 第208回理事会(第一ホテル東京) 14:30~15:50
- 10(火) 九ト協:中国・四国・九州ブロック各県トラック協会専務理事業務連絡会議(鹿児島) 14:00~
- 11(水) 陸災防九州ブロック事務局長会議(鹿児島) 10:00~/運賃交渉相談会(2F相談室) 09:00~17:00
- 12(木) 適正化事業指導員全国研修「専門研修」(全ト協 3F)~13日
- 13(金) 国土交通大臣表彰受賞祝賀会(ホテルモリアクラシック) 18:00~/初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修(沖ト協 5F) 09:20~17:00
- 18(水) 九州ブロック専務理事及び事務局長合同会議(長崎) 14:00~16:15
- 27(金) 仕事納め

2025年 1月行事予定

- 1 (水) 元日
- 9 (木) 全国専務理事業務連絡会議
- 10(金) 陸運交通関係新年賀詞交歓会(ノホテル沖縄) 18:30~21:00
- 13(月) 成人の日
- 20(月) 運行管理者基礎講習 1 日目(浦添市産業振興センター 3F) 09:50~17:00
- 21(火) 運行管理者基礎講習 2 日目(浦添市産業振興センター 3F) 10:00~17:00/令和7年度全日本トラック協会・新年賀詞交歓会(パレスホテル東京)
- 22(水) 運行管理者基礎講習 3 日目(浦添市産業振興センター 3F) 10:00~17:00
- 25(土) 避難訓練(沖ト協)

新城会長が国土交通大臣表彰受賞!!

去る10月23日、当協会 新城英一会長が『令和6年自動車関係功労者大臣表彰』(貨物運送関係)を受賞されました。

多年にわたる自動車関係事業の功績が顕著であると認められことによるものです。

その功績に敬意を表し、心よりお祝い申し上げます。



左から2番目 新城英一会長

令和6年 年末年始の 交通安全県民運動

12月21日(土)～1月4日(土)
15日間

令和6年

令和7年



沖縄ラフ&ピース専門学校 浅川ひより さんの作品

運動のスローガン

飲みません 今日私
がハンドルキーパー

※令和6年の交通安全県民運動スローガン「私は今日、ハンドルキーパーです。」は、日本交通安全協会(通称「交安協」)の作品です。

運動の重点

- ① 飲酒運転の根絶及び危険運転の防止
- ② こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



沖縄県・沖縄県交通安全推進協議会